

「緊急対策」（飲酒運転事故防止情報（警報））

1 依頼事項

山梨県内において、7月末までに発生した飲酒運転による人身事故件数は、25件であるため、人口10万人あたりの発生件数が3.12件で全国平均（1.02件）の3倍と、「全国ワースト1位」となった。

また、飲酒運転の摘発件数も過去5年間で最多であった昨年よりも増加しており、非常に憂慮すべき状況であり、「山梨県飲酒運転根絶運動実施要領」の「その他、山梨県交通対策推進本部長が必要と認めた場合」の基準に則り、「緊急対策」（飲酒運転事故防止情報（警報））を発出し、山梨県内全域において飲酒運転根絶対策に取り組む必要があると認めた。

つきましては、次のとおり情報提供をしますので、市町村、関係機関・団体等におかれましては、様々な情報提供や講習会の開催等、飲酒運転根絶のため、意識の普及、啓発等の飲酒運転事故防止対策を徹底し、平穏な日常が一変する悲惨な交通事故が県内で増加している非常に危機的な状況にあることを県民の皆様にお伝えすることにより、交通安全の気運醸成に一層努めていただきますようお願いします。

2 県内の交通事故発生状況

県内の飲酒運転による人身事故発生状況（対前年比）【7月末日時点】

○発生件数 25件（前年比+12件）

○過去の飲酒運転による人身事故及び摘発の推移（令和5年は7月末）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
飲酒事故	49件	38件	34件	23件	25件
飲酒摘発	258件	213件	234件	292件	178件

3 広報・啓発時における留意点

- (1) 主催機関・団体が連携した「山梨飲酒運転根絶運動」「飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン」をはじめとした各種キャンペーンや広報啓発活動の実施
- (2) 飲酒運転四ない運動（「運転するなら酒を飲まない、運転する人には酒を飲ませない、酒を飲んだら運転しない、酒飲み運転を許さない」）の徹底
- (3) 飲酒運転に対する運転免許停止処分、運転免許取消処分及びそれに伴う欠格期間等、行政処分についての周知徹底
- (4) 飲酒に起因する運転免許取消処分者に対する飲酒行動の改善指導の実施
- (5) 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底
- (6) 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底
- (7) ハンドルキーパー運動の徹底

山梨県飲酒運転根絶運動実施要領

1 目的

飲酒運転を根絶するため、飲酒を伴う違反・事故の市町村別発生状況のデータなどに基づき、地域ごとの発生要因等の分析、広報、啓発等を行い、県民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図る。また、飲酒運転を防止するための措置を強化する必要がある場合は、緊急対策期間の設定及び重点対策地域を指定して、県警察、市町村、その他関係機関・団体と連携協力して飲酒運転根絶の取組を推進し、飲酒運転を防止する。

2 主唱 山梨県交通安全対策本部・山梨県交通対策推進協議会

3 主催機関・団体 協賛機関・団体

4 実施期間 通年

5 運動の内容

(1) 飲酒運転の根絶を地域の課題ととらえ、市町村ごとに実施する飲酒運転根絶対策の広報、啓発活動等により、地域住民の飲酒運転の根絶を目指す。

(2) 同一警察署管内において、飲酒運転を伴うと県警察において判断した交通事故・事件の発生が基準に達した場合に「緊急対策」(飲酒運転事故防止情報(警報))を実施する。

(3) 各関係機関等の役割

- ・県は関係機関・団体等と連携し、様々な情報提供や講習会の開催等、飲酒運転根絶のため、意識の普及、啓発等に努める。

- ・県警察本部は、4ヶ月ごとに、飲酒を伴う違反・事故の発生状況のデータを集計・分析し、県に提供する。

- ・市町村は関係機関・団体等と連携し、飲酒を伴う違反・事故の発生状況のデータ等に基づき、飲酒運転の要因等の分析による現状把握を行い、飲酒運転根絶のため、実践的で効果的な広報、啓発等を行う。

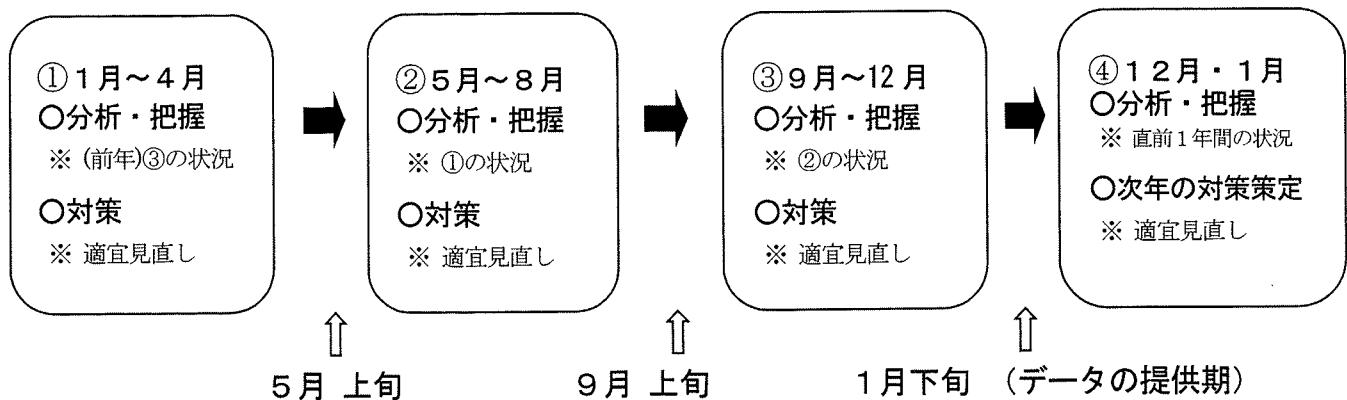
- ・関係団体は関係機関と連携し、飲酒運転根絶のための運動等に積極的に協力する。

(4) 分析による把握と対策

- ・市町村では、4ヶ月を1サイクル(①～③)として、発生状況のデータ等の分析による現状把握を行い、関係機関・団体等と連携し、各種対策を講ずる。

- ・対策については、適宜、必要な見直しを行い、より効果的な運動等の推進に努める。

- ・次年の対策策定を12月・1月に行う。



(5) 「緊急対策」(飲酒運転事故防止情報(警報))

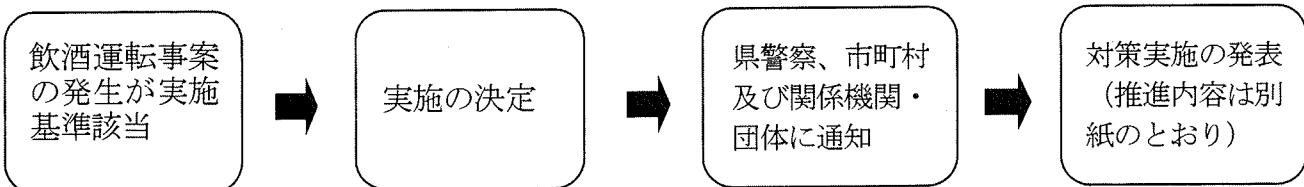
① 実施基準

- ・飲酒運転を伴う交通死亡事故（警察が報道機関へ発表したもの）
～ 1年内に複数件発生した場合
- ・社会的反響の大きい飲酒運転事案

② 対策期間

事故発生後から概ね10日間（対策期間中、新たに重大な飲酒運転事案が発生する等、延長の必要がある場合、7日間以内で延長することができる。）

③ 實施の流れ



④ 「緊急対策」を実施しない場合

交通死亡事故多発警報など他の取組と本緊急対策とが重複した場合、本緊急対策は実施しない。